

阿賀野市告示第 2 2 2 号

阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱（平成 2 2 年阿賀野市告示第 1 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（6）新潟医療生活協同組合木戸病院

第 6 条第 1 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 6 号」を「第 2 条第 7 号」に改める。

第 2 号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日	性別		電話番号	
---------	-------	----	--	------	--

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日	電話番号	
---------	-------	------	--

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。